

定期確認 (災害対応車両の所有者・調整法人)

定期確認（はじめに）①

○災害対応車両等登録規程（令和7年内閣府告示第92号）（抄）

第7条第9項

前各項に定めるもののほか、登録災害対応車両の所有者及び登録災害対応車両調整法人は、毎年四月末日及び十月末日時点で、災害対応車両登録簿の記載内容を確認するものとする。

○災害救助事務取扱要領（令和7年7月）

第7 災害対応車両登録制度に関する事項

8 登録事項に変更等があった場合の手続き【登録規程第7条関係】

（3）データベースの定期的な確認（毎年4月末日時点/10月末日時点）

登録事項に変更が生じた際は、その都度、データベースを変更（更新）することとなるが、**登録事項に変更が生じてない場合であっても、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人は、データベースの記載情報が最新のものであることを定期的に確認し、発災時に、被災自治体が、混乱なく災害対応車両の提供を要請できる環境を平時から整えておく必要がある。**

このため、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人は、年2回、具体的には、**毎年4月末日及び10月末日時点で、データベースの記載内容を確認する。**

災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人が期日までに確認行為を行わない場合は、災害対応車両の所有者及び災害対応車両調整法人に対し、**アラート（注意喚起）を発信する。**

定期確認（車両の所有者・調整法人）②

災害対応車両検索システム
D-TRACE 登録者向け

登録車両一覧 マイページ ログアウト

車両詳細を確認し、登録内容が最新の場合は定期確認完了ボタンを押してください。変更がある場合は変更の届出ボタンを押して手続きを進めてください。
定期確認の方法は[登録マニュアル](#)をご確認の上、手続きをお願いします。
また、定期確認の趣旨（告示・事務取扱要領）は[コチラ](#)を参照してください。
定期確認実施期限：2025年12月3日

登録情報

登録情報 問い合わせ受付履歴

定期確認完了 変更の届出

- 登録されている所有者または調整法人の情報については、**毎年4月及び10月に定期確認が必要**となります。
- 定期確認の4月及び10月の時期を迎えると、**マイページにお知らせ通知が表示**されます。
- 定期確認は、**登録されている情報を最新の状態に保つこと**で、利用者（自治体等）が、登録されている誤った情報を基に問い合わせや支援要請を行ってしまうことを避けるために、非常に重要です。

定期確認（車両の所有者・調整法人）③

- 登録情報に誤りや変更がないか、よくご確認いただき、**情報が正しい場合は「定期確認完了」をクリックしてください。**
- 登録情報に誤りや変更がある場合は、「**変更の届出**」をクリックし、正しい情報を入力してください。
- 完了後に「定期確認完了」をクリックしてください。

災害対応車両検索システム D-TRACE 登録者向け

登録車両一覧 マイページ ログアウト

車両詳細を確認し、登録内容が最新の場合は定期確認完了ボタンを押してください。変更がある場合は変更の届出ボタンを押して手続きを進めてください。
定期確認の方法は[登録マニュアル](#)をご確認の上、手続きをお願いします。
また、定期確認の趣旨（告示・事務取扱要領）は[コチラ](#)を参照してください。
定期確認実施期限：2025年12月3日

登録情報

登録情報

問い合わせ受付履歴

定期確認完了

変更の届出

定期確認（車両の情報）④

災害対応車両検索システム
D-TRACE 登録者向け

登録車両一覧 マイページ ログアウト

車両詳細を確認し、登録内容が最新の場合は定期確認完了ボタンを押してください。変更がある場合は変更の届出ボタンを押して手続きを進めてください。
定期確認の方法は[登録マニュアル](#)をご確認の上、手続きをお願いします。
また、定期確認の趣旨（告示・事務取扱要領）は[コチラ](#)を参照してください。
定期確認実施期限：2025年12月3日

● 登録車両一覧 + 新規車両を追加

すべて (2) | 公開済み (1) | 申請前 (0) | 審査中 (0) | **定期確認 未確認 (2) | 定期確認 確認済み (0)**

タイトルを入力 検索

表示件数 50件

定期確認実施年月▼	定期確認ステータス▼	車両登録ID	公開ステータス	登録通知書発行日	車両ナンバー又は製造番号	ステータス	タイトル
2025年12月	未確認	-	審査中	-	札幌301	問合せ可能	食事 コンテナハウス

- 登録されている車両の情報については、**毎年4月及び10月に定期確認が必要**となります。
- 定期確認の4月及び10月の時期を迎えると、**マイページにお知らせ通知が表示**されます。
- 定期確認は、**登録されている情報を最新の状態に保つこと**で、利用者（自治体等）が、登録されている誤った情報を基に問い合わせや支援要請を行ってしまうことを避けるために、非常に重要です。

定期確認（車両の情報）⑤

□ 車両の一覧ページから、定期確認ステータスが「未確認」の車両を選択してください。

□ 車両詳細の情報に誤りや変更がないか、よくご確認いただき、**情報が正しい場合は「定期確認完了」をクリックしてください。**

□ **車両詳細の情報に誤りや変更がある場合は、「変更の届出」をクリックし、正しい情報を入力してください。**

□ **完了後に「定期確認完了」をクリックしてください。**

□ **なお、複数台車両を登録の方は、すべての車両において、定期確認が必要となります。**

災害対応車両検索システム
D-TRACE 登録者向け

登録車両一覧 マイページ ログアウト

車両詳細を確認し、登録内容が最新の場合は定期確認完了ボタンを押してください。変更がある場合は変更の届出ボタンを押して手続きを進めてください。
定期確認の方法は[登録マニュアル](#)をご確認の上、手続きをお願いします。
また、定期確認の趣旨（告示・事務取扱要領）は[コチラ](#)を参照してください。
定期確認実施期限：2025年12月3日

● 車両詳細 登録通知書を表示 **定期確認完了** 変更の届出 車両一覧に戻る

現在のステータス
問合せ受付中 ▼ ステータス変更

問合せ受付中	避難所 - キャンピングトレーラー
	災害時に支援可能な用途 災害時の対応可能地域 避難所 全国対応